

令和8年9月29日

ごみ堆肥化事業に関する
特別委員会
委員長 山田 直志

ごみ堆肥化事業に関する特別委員会報告書

1. 設置の目的 ごみ堆肥化事業の点検と見直しを行う

2 協議の背景及びこれまでの経緯

令和7年度監査委員から契約書の不備など指摘を受けて、事業が止まっていた。令和6年度決算審査でも事業に対する質疑がなされたが、不明な事も多く、特別委員会で事業の点検・見直しをする必要があると判断した。

3 経 過

日 程	回 数	協議内容
令和8年 1月16日	第1回	・正副委員長決め
令和8年 1月26日	第2回	・委託契約書と事業稼働の見通しについて確認
令和8年 1月28日	第3回	・当局に求める説明内容の整理
令和8年 4月28日	第4回	・特別委員会からの照会及び要望に対する回答の確認
令和8年 6月10日	第5回	・特別委員会からの申し入れ事項の確認
令和8年 8月21日	第6回	・前回示した項目への説明と回答について
令和8年 9月28日	第7回	・報告書案の確認

4. 主な調査事項

(1). 契約書について

- ① 業務委託契約書（2024（令和6年）年1月29日付）は、監査委員が令和6年度決算審査で指摘したように、堆肥製造機械の帰属、食品残さの計量方法などについて明記されてはいなかった。

- ② 随意契約による業務委託契約書の締結

地方公共団体の契約は原則として一般競争入札によって行われるが、地方自治法施行令第167条の2第1項で特定の条件に該当する場合に限り、随意契約が認められている。

今回の契約は、特命案件（特殊技術や特定事業者のみが持つノウハウが必要な場合）で行う随意契約である。

特命案件を裏付ける資料や協議した議事録等はなかった。真にやむを得ない理由がある場合にのみ随意契約は適用されるべきで、その理由を検証する資料はない。

事業者を選定した経過と基準・根拠及び評価については、委員会の求めに応じて「ごみ堆肥化事業に関する特別委員会からの照会及び要望に対する回答」（令和8年4月28日）に提出された。

回答は、一部理解できるが、随意契約の判断をする時には協議内容を文書で残すべきである。随意契約は、特例な契約であるので町には契約理由や選定の根拠を明確にし、議会や町民に説明できる説明責任がある。

町が導入した生ごみ堆肥化方式は、有用微生物群 BUIK 菌の力を活用して高温醗酵分解する方式で、これまでの主流である好気性発酵（コンポスト方式）や嫌気性発酵＋液肥化（バイオガス併用）などでない。そのため単純に比較対象とする市町村はない。

しかし、委員会からの要請で行ったように、人口規模や観光地などの条件でごみの堆肥化を進めている市町村との比較検討はできる。

この方式は、初期投資に多額な費用が必要となるが、ランニングコストは安価である。悪臭問題も発生せず8時間程度で堆肥化の原材料を生産する作業効率に優れた方式である。

(2). 生ごみの回収について

本事業では、稲取旅館協同組合加盟の9社の生ごみを町内の業者が回収し堆肥化施設のある旧アスト会館に搬送していた。

事業を開始するにあたり受託事業者が各施設を回り、分別の指導をしており、おおむね分別は適切に行われていたようである。

しかし、生ごみの回収にかかる費用負担や本事業に参加協力している宿泊施設との協定などの文書はなく、6月10日の委員会に「食品残さ循環事業の実施に関する覚書」（案）が提出された。

委員会の資料請求の中で、運搬費の町負担が明らかとなった。また、稲取温泉旅館協同組合との覚書が協議のうえ作成され、現在はほぼ合意に至った。

（３）．堆肥化事業の実績について

①生ごみ回収量

稼働していた令和7年4月～6月までの3ヵ月合計で、19,259 kgを回収した。廃棄物処理手数料は、7円/kgで合計134,813円であった。

回収量は、4月1,950 kg、5月10,475 kg、6月6,834 kgであった。

②堆肥量

堆肥量は、12,010 kgを令和7年9月に売却した。

子会社が製品名「ダイチニチカラ」として販売した。

堆肥の売却に際して、5円/kg分60,050円を協力金として町に納入された。

5. 調査結果

ごみ堆肥化事業は、CO₂削減、資源の有効活用など循環型社会の達成に於いては、有効な事業と思われるが、町に於いては準備と計画が不足する中で事業を始めた。委員会が要求する説明はあとから提出されることが続いた。

- ① 契約書には不備が多数見られた。その後補完されているが、一旦契約を解除して、あらためて適切な手続きを踏みながら検討を進めることが適切である。
- ② 事業開始の判断は町長などが行うであろうが、実際に業者を指導し管理運営するのは職員である。初めて取り組む事業を継続して行う上では、職員が事業に精通し、事業の管理運営能力を高めることが必要不可欠である。
- ③ あらためて検討を行う場合は、ごみの減量化計画の作成、生ごみ堆肥化事業を稲取地区の旅館・ホテルから他地域へ、町民へと広げる計画についても想定して事業を進めるべきである。